

11月24日(火)に食物アレルギー対応 保護者説明を実施しました



表面でもご紹介しましたが、平成27年3月文部科学省より、「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、今後、栃木市でも指針に準じて学校給食における食物アレルギー対応が変わります。それに伴い、平成27年11月24日(火)に栃木市文化会館にて関係保護者を対象に【学校給食における食物アレルギー対応のための保護者説明会】を開催いたしました。その時にいただいたご質問に回答いたします。



【いただいた質問と回答】

- Q 中学校へ進学するとプラスメニューがあると聞きました。それがどのようなものなのか、教えていただくと生活管理指導表を医師に書いていただく際に助かります。
- A 必要な栄養素量の観点から中学校のみ「チーズ」等をプラスすることがありますが、プラスする食品は小学校時にも食べていたものになります。今まで給食で提供されていなかった食品が提供されることはありません。
- Q 現在、鶏卵(生)以外は食べられるので、給食は全て食べられるのですが、生は白身を触っただけでもかゆみが出て、アナフィラキシーもあります。今後の調理実習が心配です。その時にまた診断書が必要ですか。
- A 年度初めに配付される保健調査票に記入してください。それをもとに学校でも共通理解をしますが、心配な場合は学校へ相談してください。調理実習の際に改めて診断書の提出をお願いすることはありません。
- Q 学校生活管理指導表は全員が提出するものなのでしょうか。出す時期はいつですか。
- A ①食物アレルギーをもち、学校給食での対応が必要な児童生徒は毎年提出
②エビペン®を処方されている児童生徒は、「学校生活における配慮や管理が必要な児童生徒」なので、毎年提出(学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版 平成27年2月文部科学省より)
③小学校就学時と小学校6年生(中学校入学に向けて)は食物アレルギーを持つ就学児・児童は全員提出
提出時期については、学校から依頼があったら速やかに医療機関を受診し、管理指導表を提出してください。
- Q パンのみでも対応していただけたらと思いました。
- Q 二者択一と言いながら、各学校対応というのが多すぎて分かりませんでした。上記2つについて回答
- A 二者択一、つまり通常の給食を食べるか、完全除去(牛乳アレルギーならば、飲用牛乳・シチュー・パン等、乳が入っているものをすべて除去した献立)の給食を食べるかのどちらかということです。
- 果物**についても基本は完全除去です。生みかんは食べられませんが、ゼリーやフルーツソースなど加熱してあるものは食べられるという対応はできません。
ただし、学校生活管理指導表の【A 食物アレルギーの病型】で【2 口腔アレルギー症候群】に○が付いた場合は、重症化するリスクが少ないことから、【C 原因食品】が生果物であれば、生果物のみ除去対応をします。
- 生野菜、生鶏卵、生魚、生山芋、生魚卵**については、「生の食品」と「加熱食品」を別に考え、医師が【生のみ除去】、または【加熱は可】と診断し、管理指導表に記載していただければ、生の食品のみ除去対応をすることができます。この場合、学校給食に提供される食品はすべて「加熱食品」ですので、通常の給食が提供されます。他の食品について、市で全て統一してしまうと献立の制限が多くなってしまいますので、各学校・調理場とよく相談してください。
- Q 栃木市では生山芋は提供しないということですが、それでもアレルギーのアンケートは学校に提出した方がよろしいでしょうか。
- A 他の食物アレルギーの確認や学校生活における配慮についての確認のためにも、小学校就学時と小学校6年生は学校生活管理指導表の提出をお願いします。(主治医が管理不要と診断した場合、学校生活管理指導表の作成をしない、または白紙のまま返される場合があります。その場合は、その旨を学校に伝えてください)

Q 東京での食物アレルギー事故は学校での教職員内での連携がとれていないのが、原因の1つだが、栄養教諭・養護教諭・教職員で研修や情報開示はされているのか。また実際に給食を作っている調理員さん全体の研修はありますか。

A 実施しています。
(給食主任・栄養教諭等研修会、調理員研修会、食物アレルギー対応における個別研修会等)

Q 担任によっては「半分は食べなさい」と指導される場合があります。

A アレルギーを持つ児童生徒については全教職員で共通理解をしていますので、そのようなことはありません。心配な場合は、学校にご相談ください。

Q 28年度からはマヨネーズは卵不使用のもののみ使用とのことでしたが、ドレッシング類も同じでしょうか。(現在は卵不使用のドレッシングも使われているので(例)QPフレンチドレッシングなど)

A ドレッシングも生卵不使用のものを使用します。

Q 牛乳の代替が出せないのですか。「学校ごとの対応」という回答がありましたが、市での統一したものがあつた方がよいと思います。

A 説明会後の会議で、牛乳・パン・ごはんは調理場からの配送ではなく、業者から直接の配送となるため、その間の安全確認ができないことや、費用のこと(代替食1食提供するのにも、保存食や検食等で5食分かってしまう)を考えて、代替食提供はしないで返金させていただくことになりました。

Q 文科省の指針を引用しているが、各市町村の対応をするところが多い、栃木市としてのマニュアルはあるのか。

A 文科省の指針に準じた栃木市独自の【学校給食における食物アレルギー対応マニュアル】があります。栃木市のHPから閲覧できます。

Q 病院の認識と本人の症状の出方の違いに対して、学校側への対応をどうしたら良いのか困った状況がありました。そういった対処法に対しての相談はどこへ話したら良いのか教えていただきたいです。

食べて調べなければならないのですか。泣いて嫌がります。どうしたらよいですか。

A 学校にご相談ください。学校から申請をいただき、教育委員会から本市のアドバイザーにご相談し、対応をさせていただきます。

Q 食物負荷試験はどこで行うのか。(家・病院?)

医師に止められて、7・8年食べさせていませんが、少量でも食べさせて大丈夫なものなのでしょうか。

A 医師の指示のもとに実施しないと危険です。絶対に自身の判断で実施せず、医療機関にご相談ください。

Q うちの子は生の牛乳をがぶ飲みすると、気分が悪くなるので牛乳を除去していただく対応をいただいています。国や県、市の対応が急に変わったことで、子どもに無理やり牛乳を飲ませる指導をしないよう学校でもご配慮をよろしくお願いします。

A 乳糖不耐症など病気の場合、代替食の提供はできませんが、診断書があれば牛乳を提供せず、返金をします。また年度初めに配布される保健調査票に記入していただければ、それをもとに学校でも共通理解し、牛乳を無理やり飲ませることはありません。心配な場合、学校にもご相談ください。

Q 完全除去となると、返金対応はどのようなになるのか。

A 学校によって最初から給食費を徴収しない場合と、一度徴収後返金対応をする場合があります。なお、返金の対象は①毎日お弁当持参で給食を食べていない児童生徒、②ご飯・パン・牛乳を停止している児童生徒です。

Q 症状が出なくなるまで除去し続けるということでしょうか。

A 学校給食ではそうしますが、家では主治医の指示に従って必要最小限の除去をお願いします。